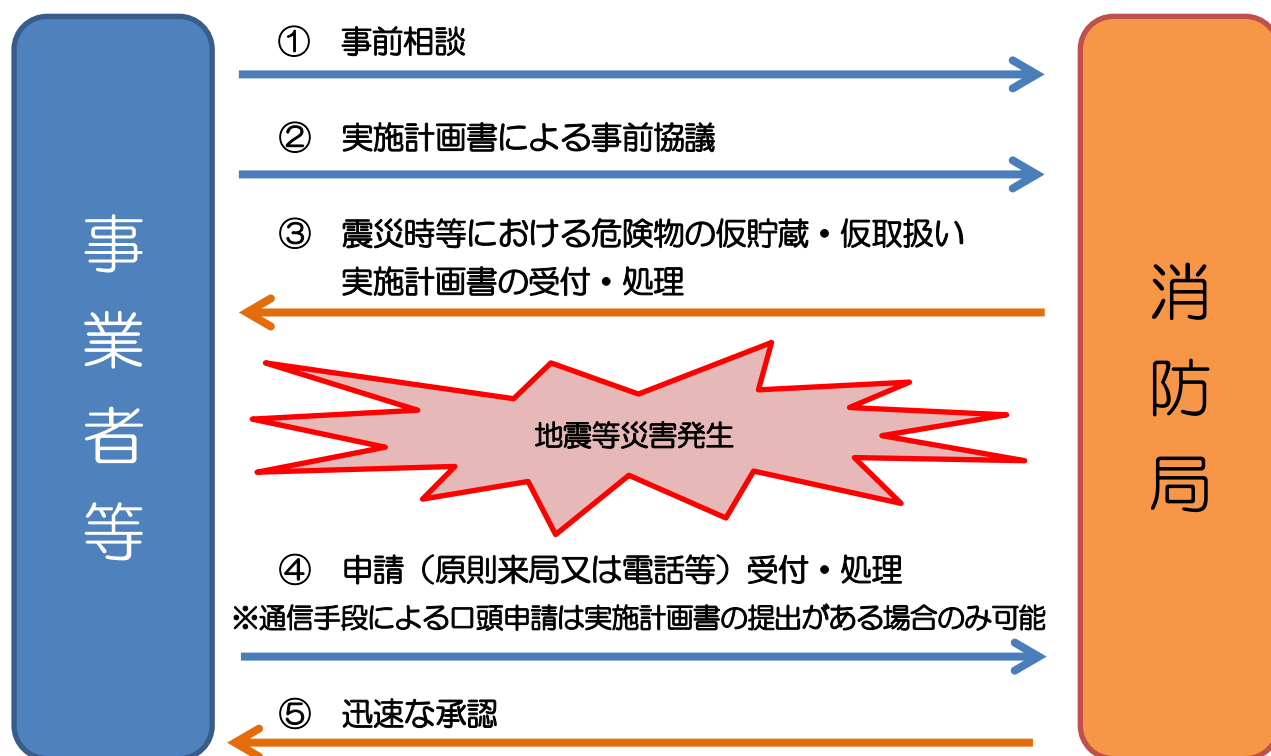


震災時等における危険物の 仮貯蔵・仮取扱い実施計画書について

1 震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いについて

震災時等において、平常時と同様の危険物の貯蔵、取扱いが困難な場合が想定される事業所が、事前に消防局と協議のうえ実施計画等を作成しておくことにより、発災直後に計画通り仮貯蔵又は仮取扱いを行う旨を電話等で報告することで、迅速に消防局長の承認を得るものです。（図1参照）

図1 実施計画書の制度概要フロー



2 実施計画書の事前打ち合わせについて

実施計画書の提出前に、震災時等において、危険物の仮貯蔵・仮取扱いが想定される事業所は、事前に消防局と仮貯蔵・仮取扱いに応じた安全対策や必要な資機材等の準備方法等の具体的な実施計画、事務手続きに協議しておく必要があります。

3 実施計画書の記載要領

(1) 実施計画書の記載については「震災時等における危険物仮貯蔵・仮取扱い実施計画書（記入例）」を参考にしてください。

(2) 添付書類については、下記の事項がわかるもの又は対策方法等の書類を添付してください。

ア 危険物の取扱場所

イ 保有空地の確保

ウ 標識等の設置

エ 流出防止対策

オ 火気使用の制限

カ 静電気対策

キ 消火設備の設置

ク 取扱場所の管理

ケ 危険物取扱者の立会い等

コ 二次災害の発生防止対策

サ 安全対策を講ずる上で必要な資機材等の準備

シ その他、危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

ス 消防手数料免除申請書（様式第3の2）正副2部
（災害救助法が適用された場合等）

4 申請について

震災等が発生した際に危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う場合には、「危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請書」を提出してください。ただし、発災時において交通手段が困難な場合等は、消防局と事前協議を行い、「震災時等における仮貯蔵・仮取扱い実施計画」を提出することにより、電話等の通信手段で申請することができます。

5 申請手数料について

申請時に現金での納付となります。

震災等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行う事業所等で災害救助法が適用された場合等においては、申請手数料を免除できる場合もあります。